

重要事項説明書

※保険契約申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

重説種類

【傷害S】(2020.10版)

共栄火災海上保険株式会社

- この書面では、業務災害補償保険に関する重要事項「契約概要」「注意喚起情報」等) についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と記名被保険者が異なる場合（記名被保険者が複数となる団体契約を含みます。）には、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 ▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ▶ ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「約款冊子」^(※)をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

(※)「約款冊子」は、ご契約後、保険証券とともにお届けしますが、共栄火災ホームページ (<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>) からご確認いただけます。なお、Web 約款を希望された場合は、「約款冊子」はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または共栄火災までお申し出ください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。その他の用語については、普通保険約款・特約をご確認ください。

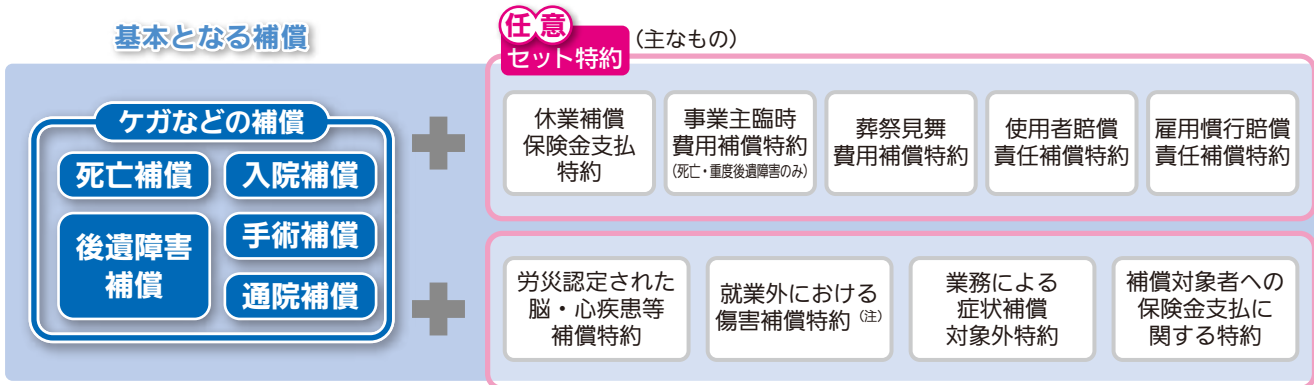
用 語	説 明	
き	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
	記名被保険者	保険契約申込書等の「記名被保険者」欄に記載の事業者をいいます。
こ	ご契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。ご契約の内容により自動的にセットされるものと、ご希望によりセットできるものがあります。
ひ	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ふ	普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険金	保険契約により補償される損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害等が生じた場合に当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

契約締結前 におけるご確認事項

1 商品の仕組み 契約概要

業務災害補償保険は、記名被保険者（事業者）の業務に従事する方（補償対象者）が業務中に身体障害を被った場合などに、記名被保険者（事業者）が補償金等を支払うことによって被る損害を補償する保険です。基本となる補償、セットすることができる主な特約【任意セット特約】は次のとおりです。

※下表以外にもセットできる特約がありますので、詳細は「約款冊子」をご確認ください。



(注) 補償対象者の範囲に事業主および役員全員を含める場合、原則自動的にセットされます。
 ※1 一部の補償を外してご契約いただくことも可能です。
 ※2 ご契約の内容によっては、一部の補償および特約がセットできないことがあります。
 ※3 すべてのご契約に、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされます。

2 被保険者・補償対象者の範囲 契約概要

(1) 被保険者の範囲

■下記以外の補償

被保険者は、記名被保険者となります。

■使用者賠償責任補償

被保険者は、記名被保険者、記名被保険者の役員、記名被保険者の下請負人および記名被保険者の下請負人の役員となります。

■雇用慣行賠償責任補償

被保険者は、記名被保険者、記名被保険者の役員および従業員となります。

(2) 補償対象者の範囲

■下記以外の補償

被保険者の行う業務に従事する方のうち、保険契約申込書等の「補償明細」欄のⅠ～Ⅳ^(*)から選択した方をいいます。

■使用者賠償責任補償

保険契約申込書等の「補償対象者の範囲」欄のⅡ～Ⅳ^(*)から選択した方のうち、以下のいずれかに該当する方をいいます。

- ①記名被保険者の業務に従事する方
- ②被保険者と直接締結された契約（請負契約、委託契約等）に基づき、記名被保険者の業務に従事する①以外の方

(*) 補償対象者の範囲（補償明細）の詳細は以下のとおりです。

補償明細 ^(注1)	補償対象者の範囲
Ⅰ	事業主および役員全員
Ⅱ	記名被保険者の従業員（パート、アルバイトを含む）全員
Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ●建設事業者の場合 記名被保険者と締結された下請負契約の作業に従事する請負人およびその被用者（使用人）全員 ●建設事業者以外の場合 記名被保険者と締結された請負契約の事業に従事する請負人^(※)およびその被用者（使用人）全員 (※) 貨物自動車運送事業者の場合、事業者と締結された請負契約の請負人および業務委託契約における受託人である備車運転者
Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> 上記Ⅰ～Ⅲ以外の以下のいずれかに該当する記名被保険者の管理下にある者全員 ●記名被保険者との直接契約（業務委託等）に基づき、記名被保険者が業務のために所有・使用する施設や記名被保険者が直接業務を行う現場で、記名被保険者の業務に従事する者 ●「労働派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき、記名被保険者に対して派遣された者 ●受入出向社員

(注1) 選択できる補償明細は、契約方式によって異なります。
 (注2) 雇用慣行賠償責任補償特約には補償対象者は存在しません。

3 契約方式 契約概要

記名被保険者の事業の種類、補償対象者の範囲によって、以下の契約方式から選択し設定します。

(1) 使用者賠償責任補償以外

◎：ⅠまたはⅡのいずれかを必須付帯
●：必須付帯 ○：任意付帯

契約方式 (記名被保険者の事業種類)		補償対象者の範囲(補償明細)			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
1	一般契約 (建設事業者以外の事業者)	◎	◎	○	○
2	一般契約 (建設事業者)	◎	◎	○	○
3	建設作業員限定契約 (建設事業者)	◎	◎	○	○
4	下請負人限定契約 (建設事業者)	—	—	●	—
5	有期個別契約 (建設事業者)	◎	◎	○	○

(注) 記名被保険者が個人事業主の場合、補償明細ⅠとⅡの両方を必ず付帯してください。

(2) 使用者賠償責任補償

○：任意付帯

契約方式 (記名被保険者の事業種類)		補償対象者の範囲(補償明細)			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
1	一般契約 (建設事業者以外の事業者)				
2	一般契約 (建設事業者)	—	○	○	○
3	建設作業員限定契約 (建設事業者)	—	○	○	○
5	有期個別契約 (建設事業者)	—	○	○	○
4	下請負人限定契約 (建設事業者)	—	—	○	—

(注) 左記(1)で付帯していない補償明細を選択することはできません。

4 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせさせていただくことが可能です。また、保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡補償保険金額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。
後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、後遺障害補償保険金額の4%~100% ^(注1) を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、同一補償対象者に対して後遺障害補償保険金額が限度となります。
入院補償保険金	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院補償保険金日額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の入院に限り、180日 ^(注2) を限度(支払限度日数)とします。
手術補償保険金 ^(注3)	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合に、以下の金額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 入院補償保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院補償保険金日額×5 ただし、同一の原因に基づく身体障害につき身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。
通院補償保険金	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に通院した場合に、通院の日数に対して、1日につき通院補償保険金日額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。ただし、90日 ^(注4) を限度とします。

(注1) 後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約をセットする場合は、補償対象となる後遺障害が第1級~第3級相当に限定され、後遺障害の程度に応じて後遺障害補償保険金額の78%~100%を限度にお支払いします。

(注2) 入院補償保険金支払限度日数変更特約(60日用)をセットする場合は、60日となります。

(注3) 入院補償保険金支払特約をセットしてお引受けとなります。

(注4) 通院補償保険金支払限度日数変更特約(30日用)をセットする場合は、30日となります。

■「業務に従事中」について

次のいずれかに該当している間をいいます。

①補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間^(*)

(*) 補償対象者が貨物自動車運送事業者の備車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間を含みます。

②①にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等である場合には、役員等としての職務に従事している間で、次のいずれかに掲げる間をいいます。

ア. 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中

イ. 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間

ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間

エ. 取引先との契約、会議等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間

■「身体障害」について

〔下記以外の補償〕

傷害または業務に起因して生じた症状をいいます。

□傷害

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害
- ②身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）
- ③細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限りします。）

□業務に起因して生じた症状

業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則別表第1の2に列挙されている症状のうち、次の①～③の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性疾病、疲労の蓄積または老化によるものを除きます。

- ①偶然かつ外来の原因によるもの
- ②労働環境に起因するもの
- ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

〔注〕死亡補償保険金の支払対象となるのは、下記に定める症状に限りします。

- ・熱および光線の作用（熱射病、日射病など）
- ・気圧または水圧の作用（潜函病〈減圧病〉など）
- ・低酸素環境への閉じ込め（低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症など）
- ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（深い潜水からの浮上による潜水病）

〔使用者賠償責任補償・雇用慣行賠償責任補償〕

傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

〔葬祭見舞費用補償〕

傷害または疾病をいいます。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いできない主な場合	
下記以外の補償	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者もしくは被保険者またはこれら事業場の責任者・補償対象者の故意または重大な過失による身体障害 ●脳疾患、疾病または心神喪失による身体障害（*1） ●自殺行為（*1）、犯罪行為、闘争行為による身体障害 ●風土病・職業性疾病（*1）による身体障害 ●妊娠・出産・早産または流産を原因とした身体障害 ●酒気帯び運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じた身体障害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体障害（*2） <p style="text-align: right;">など</p>
葬祭見舞費用補償	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失による損害 ●犯罪行為、闘争行為による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害（*2） <p style="text-align: right;">など</p>
使用者賠償責任補償	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者もしくは被保険者またはこれら事業場の責任者の故意による身体障害 ●風土病・職業性疾病による身体障害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体障害（*2） ●核燃料物質等の有害な特性などによる事故により被った身体障害 <p style="text-align: right;">など</p>
雇用慣行賠償責任補償	<ul style="list-style-type: none"> ●その行為が法令に違反することまたは他人に損害を与えることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求による損害 ●初年度契約の保険始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求による損害 <p style="text-align: right;">など</p>

（*1）「労災認定された脳・心疾患等補償特約」をセットしたご契約では、労災保険法等によって給付が決定された脳、心疾患または精神障害に該当する場合、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いします。

（*2）「天災補償特約」をセットしたご契約では、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって補償対象者が被った身体障害や損害についても、セットした特約で定める保険金をお支払いします。

(3) 主な特約・補償の概要

契約概要

特約には、次の2種類があります。任意セット特約をご希望の場合、他の特約を同時セットしていただくことがあります。

- a. ご契約時のお申出にかかわらず、全ての契約に自動的にセットされる特約【自動セット特約】
- b. ご契約時にお申出があり、共栄火災が引き受ける場合にセットされる特約【任意セット特約】

※特約の詳細および記載のない特約については「約款冊子」の普通保険約款・特約をご確認ください。

特約・補償の種類	概要
医療費用補償特約 【任意セット特約】	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合に、記名被保険者が負担した治療のための費用、入転院のための交通費や差額ベッド代等（身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。）に対して、医療費用補償保険金額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。 （*）公的医療保険制度または労働者災害補償制度（政府労災保険等）からの給付額は差し引きます。
休業補償保険金支払特約 【任意セット特約】	補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、免責期間を超えた就業不能期間に対して、1日につき休業補償保険金日額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。
事業主臨時費用補償特約（死亡・重度後遺障害のみ） 【任意セット特約】（注1）	死亡補償保険金または後遺障害等級表の第1級～第3級の後遺障害に相当する後遺障害補償保険金を支払う場合に、記名被保険者が臨時に負担した費用に対して、事業主臨時費用保険金額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。ただし、同一原因に基づく身体障害について、同一の補償対象者に対し、事業主臨時費用保険金額を限度とします。

特約・補償の種類	概要
葬祭見舞費用補償特約 【任意セット特約】 ^(注1)	補償対象者が身体障害を被り死亡し、葬祭が行われた場合に、記名被保険者が遺族に見舞金を支払う約定を履行することによって被る損害について、葬祭見舞費用保険金額を限度に記名被保険者に保険金をお支払いします。
使用者賠償責任補償特約 【任意セット特約】 ^(注2)	補償対象者が、業務上の事由または通勤により被った身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に、その損害に対して以下の保険金を被保険者にお支払いします。 ①賠償保険金 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより支払う損害賠償金 ^(*) 。 (*) 労働者災害補償制度（労災保険法等）により給付される金額（「特別支給金」は除きます。）や他の特約により補償対象者やその遺族に支払われる金額などの合計額を超える場合に限りです。 ②費用保険金 法律上の損害賠償責任の解決のために支出する費用
雇用慣行賠償責任補償特約 【任意セット特約】	初年度契約始期日以降の不当解雇、配置・昇進等の差別などの不当な雇用慣行やさまざまなハラスメント行為（パワーハラスメントやセクシャルハラスメントを含みます。）等により被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用、訴訟対応費用、コンサルティング費用）に対して2,000万円を限度として被保険者に保険金をお支払いします。ただし、2,000万円をもって、保険期間中の支払限度額とします。
労災認定された脳・心疾患等補償特約 【任意セット特約】	補償対象者が被った身体障害が労働者災害補償制度（労災保険法等）によって給付が決定された脳、心疾患または精神障害である場合についても、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金をお支払いします。
天災補償特約 【任意セット特約】	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって補償対象者が被った身体障害や損害についても、セットした特約 ^(*) で定める保険金をお支払いします。 (*) 対象となる特約は以下のとおりです。 死亡補償保険金支払特約、後遺障害補償保険金支払特約、入院補償保険金支払特約、手術補償保険金支払特約、通院補償保険金支払特約、医療費用補償特約、休業補償保険金支払特約、葬祭見舞費用補償特約、事業主臨時費用補償特約（死亡・重度後遺障害のみ）、使用者賠償責任補償特約 なお、この特約による保険金支払いでは以下の取扱いがあります。 ・死亡補償保険金・後遺障害補償保険金については、補償対象者1名につき、1事故あたり死亡補償保険金・後遺障害補償保険金の合計額または5,000万円のいずれか低い額をお支払いします。 ・1被保険者（企業等）につき、全ての保険金を合計して1事故あたり10億円を限度とします。
就業外における傷害補償特約 【自動セット特約】 ^(注3) 【任意セット特約】 ^(注1)	補償対象者が「業務に従事していない間」に被った傷害に対しても、セットした特約 ^(*) で定める保険金をお支払いします。 (*) 対象となる特約は以下のとおりです。 死亡補償保険金支払特約、後遺障害補償保険金支払特約、入院補償保険金支払特約、手術補償保険金支払特約、通院補償保険金支払特約、医療費用補償特約、休業補償保険金支払特約、事業主臨時費用補償特約（死亡・重度後遺障害のみ）
業務による症状補償対象外特約 【任意セット特約】	補償対象者が被った身体障害が「業務に起因して生じた症状」である場合、セットした特約 ^(*) で定める保険金をお支払いしません。 (*) 対象となる特約は以下のとおりです。 死亡補償保険金支払特約、後遺障害補償保険金支払特約、入院補償保険金支払特約、手術補償保険金支払特約、通院補償保険金支払特約、医療費用補償特約、休業補償保険金支払特約、事業主臨時費用補償特約（死亡・重度後遺障害のみ）
補償対象者への保険金支払に関する特約 【任意セット特約】	記名被保険者を被保険者とする特約 ^(*) の保険金を、補償対象者またはその遺族に直接お支払いします。 (*) 対象となる特約は以下のとおりです。 死亡補償保険金支払特約、後遺障害補償保険金支払特約、入院補償保険金支払特約、手術補償保険金支払特約、通院補償保険金支払特約、医療費用補償特約、休業補償保険金支払特約

(注1) 「補償明細Ⅲ」、「補償明細Ⅳ」にセットすることはできません。

(注2) 「補償明細Ⅰ」にセットすることはできません。

(注3) 補償対象者の範囲に「補償明細Ⅰ」を含める場合、原則自動的にセットされます。

(4) セットする特約に関するご注意

契約概要

① 労災認定された脳・心疾患等補償特約

- ・政府労災保険は、労働者の業務災害または通勤災害に対する保護を目的とした制度であり、補償対象者のうち「事業主および役員全員（補償明細Ⅰ）」は政府労災保険の対象とはなりません。
- ・したがって、政府労災保険に加入していない「事業主および役員全員（補償明細Ⅰ）」は、「労災認定された脳・心疾患等補償特約」の適用要件である「労災保険法等によって給付が決定されたこと」を満たさず、「脳・心疾患等」に対して死亡補償保険金・後遺障害補償保険金が支払われません。
- ・「事業主および役員全員（補償明細Ⅰ）」を補償対象者の範囲に含める場合には、政府労災保険の「特別加入制度」に任意加入している必要がありますので、ご注意ください。

② 医療費用補償特約

- ・医療費用補償特約は、業務に従事中に被った身体障害の治療のための費用や、入退院・転院のための交通費等を補償する特約です。公的医療保険制

度や労働者災害補償制度（政府労災保険等）による給付がある場合、その額を差し引いての保険金支払いとなります。

<各制度の業務上災害、通勤災害にかかる給付>

〔公的医療保険制度〕

給付はありません。

〔労働者災害補償制度（政府労災保険等）〕

身体障害の治療に関する給付があります。業務上災害では治療費は全額給付され（自己負担なし）、通勤災害では初診時の自己負担を除いて治療費が給付されます。

- ・労働者災害補償制度（政府労災保険等）による給付がある「従業員や特別加入をしている役員」を医療費用補償特約の補償対象者とする場合、保険金をお支払いするケースや金額は限られたものとなります。医療費用補償特約のセットに際しては、この点に十分ご注意ください。

(5) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

下表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約（業務災害補償保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約（補償）＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
業務災害補償保険 使用者賠償責任補償特約	労働災害総合保険 使用者賠償責任条項
雇用慣行賠償責任補償特約	雇用慣行賠償責任保険

(6) 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次のa. ～b. にご確認ください。

- a. お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。

■災害補償規定を定めている事業者の方へ

- ・災害補償規定等により補償金額を規定している場合、保険金額は、災害補償規定等で定めた補償金額を基準に適正な額を設定してください。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要 **注意喚起情報**

保険期間 ▶ 1年間

※建設事業者を対象として契約方式を「5. 有期個別契約」とする場合、工事期間とあわせて1年未満の短期契約または1年を超える長期契約とすることも可能

補償の開始 ▶ 保険期間の初日（始期日）の午後4時（保険契約申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）

補償の終了 ▶ 保険期間の末日（満期日）の午後4時

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、事業の種類、保険料算出の基礎等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

契約概要 **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

■ご契約時に保険料を払い込む方法の場合のご注意

保険期間が始まった後でも、「保険料の払込みに関する特約」などにより保険料の払込みが猶予される場合を除き、保険期間の初日（始期日）から取扱代理店または共栄火災が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

①保険料払込方法が分割払の場合、第2回目以降の保険料は、払込期日までに払い込んでください。払込期日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の属する月の翌月末日までを払込猶予期間とします。

②払込猶予期間までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

（注1）「保険料の払込みに関する特約」により払込方法を口座振替とする場合で、払込期日に保険料が払い込まなかったことについてご契約者に故意および重大な過失がなかったときは、払込猶予期間を延長し、払込期日の翌々月末日まで猶予します。

（注2）団体契約の場合、団体により保険料相当額のとりまとめ方法が異なる場合があります。詳細は取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

6 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務（保険契約申込書の記載上の注意事項） **注意喚起情報**

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、保険契約申込書等において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

- ①保険料算出の基礎（基礎数字・外注費*・役員比率*）
- ②主たる事業名 ③災害補償規定の有無

■「保険料算出の基礎」の確認資料

お申込み時に、保険料を算出するために必要となる「保険料算出の基礎に関する確認書（兼通知書）」をご提出いただきます。また、記載いただいた数値が確認できる資料等のご提示をお願いします。

*ご契約内容により告知事項とならない場合があります。

2 クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができませんが、業務災害補償保険は「法人または社団・財団等が締結されたご契約」に該当するため、クーリングオフの対象となりません。
ご契約の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

3 お申込み時の確認事項

業務災害補償保険のお申込みにあたり、以下に記載する事項についてご了承、確認いただきます。なお、災害補償規定等を定めていない事業者の方については、原則としてご契約ごとに「業務災害補償保険契約の締結に関する確認書兼同意書」^(※1)を共栄火災にご提出いただきます。

■災害補償規定を定めている事業者の方

- ①災害補償規定等により補償金額を規定している場合、保険金額は、災害補償規定等で定めた補償金額を基準に適正な額を設定していること。
- ②補償対象者への補償を行うための保険金をお客さま

が受領する場合は、受領する保険金の全額を補償対象者またはその遺族に交付いただくこと^(※2)。

- ③保険金請求時には災害補償規定等の写をご提出いただくこと。
- ④災害補償規定等に定めていない種類の補償をお申込みいただく場合には、補償対象者となる方全員に対し、災害補償を目的として業務災害補償保険契約を締結し、お客さまが受領する保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払うこと^(※2)を周知していること。

■災害補償規定を定めていない事業者の方

- ①補償対象者となる方全員に対し、災害補償を目的として業務災害補償保険契約を締結し、お客さまが受領する保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払う^(※2)ことを周知していること
- ②保険契約締結に関して補償対象者の代表者に確認等をしていること など

(※1)「業務災害補償保険契約の締結に関する確認書兼同意書」は、上記記載事項を含め、災害補償規定等を定めていない事業者の方にご確認いただいた事項等をお知らせいただく書面です。

(※2) 保険金をお支払いした場合、後日、補償対象者またはその遺族が被保険者から金銭を受領したことが確認できる資料を当社宛に提出いただきます。

契約締結後 におけるご注意事項

1 通知義務等 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは、保険契約申込書等において☆印がついている項目のことです。
ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■通知事項

- 災害補償規定（法定外補償規定）の有無
(注) 災害補償規定等を新設、変更または廃止した場合は含みます。

■ご注意ください事項

ご契約後、保険証券記載の住所を変更した場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

2 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災にお申し出ください。

■ご注意ください事項

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

その他 ご注意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者の保

護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。

この保険契約は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

3 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

4 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

5 継続契約について

- 保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- 共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日（始期日）とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。

6 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類等のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

この「重要事項説明書」に記載のない事項については、「約款冊子」をご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種手続き、保険料のお見積もりは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077 (通話料無料)

指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808 [ナビダイヤル(通話料有料)]

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

ご加入内容の確認事項～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

お申込みいただくにあたっては、ご契約される保険契約の補償内容やお客様の設定・選択されたご契約金額（保険金額）や特約がご希望を満たしたもものとなっているか、保険契約申込書等に記載された内容等について、再度ご確認ください。ご理解のうえ、お申込みいただくようお願いいたします。

■ ご確認いただく事項

- 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）について、ご確認くださいませましたか。
- 補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合など）や特約の内容について、ご確認くださいませましたか。
- 保険金額（ご契約金額・契約タイプ等）について、ご確認くださいませましたか。
- 保険期間（ご契約期間）について、適切な期間が設定されていますか。

- 払い込みいただく保険料・払込方法について、ご確認くださいませましたか。
- 被保険者・補償対象者の範囲について、ご確認くださいませましたか。
- 保険契約申込書等は正しくご記入いただいていますか。特に『災害補償規定の有無』、『保険料算出の基礎』、『主たる事業名』はすべて正しい内容となっていますか。
- 適用される可能性のある割引率について、ご確認くださいませましたか。
- 重要事項説明書の内容をご確認・ご理解いただけましたか。